



議題3

報道機関 各位

【記者発表資料】

平成23年10月5日（水）

問い合わせ先：建築総務課

担当：大貫

電話：829 - 1539

内線：3616

**さいたま市耐震補強等助成事業に係る助成額を拡充しました**

さいたま市では、地震防災対策強化の一環として、民間建築物の所有者が実施する耐震補強設計や耐震補強工事への助成率及び助成限度額を、次のとおり引き上げたのでお知らせいたします。

1 対象建築物

昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築されたもので、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された次の建築物

- (1) 戸建住宅
- (2) 共同住宅等（共同住宅及び長屋）
- (3) 多数の者が利用する建築物

（建築物の耐震改修の促進に関する法律 第6条第1号に規定される特定建築物）

2 助成対象となる設計及び工事

地震に対して安全な構造となるようにする耐震補強設計及び耐震補強設計に基づき実施された工事

3 助成率及び助成限度額

別紙「拡充の概要」のとおり

4 実施期間

平成23年10月1日から平成28年3月31日まで

地震災害に強い街づくりを推進するために、平成23年10月1日から  
**住宅・特定建築物の耐震補強等助成額を引き上げました!!**

さいたま市では、昭和56年5月31日以前に着工し、建築された戸建住宅、共同住宅等、特定建築物を対象に、耐震補強設計や耐震補強工事への助成率及び助成限度額を次のとおり引き上げました注)。なお、この拡充は『平成27年度までの緊急措置』とします。



注)・耐震補強工事費の助成額には、耐震補強設計で助成を受けた額を含みます。  
 ・拡充後の助成率及び助成限度額は、平成23年4月1日以降に交付申請があったものから適用します。

### 戸建住宅

耐震補強設計に対する助成限度額、耐震補強工事に対する助成率及び助成限度額の引き上げ

	改正前の助成率（限度額）	改正後の助成率（限度額）
耐震補強設計	2 / 3 ( 10万円/棟)	2 / 3 ( <u>20万円/棟</u> )
耐震補強工事	23% ( 60万円/棟)	<u>1 / 2 ( 120万円/棟)</u>

### 共同住宅等（共同住宅及び長屋）

耐震補強設計に対する助成限度額、耐震補強工事に対する助成率及び助成限度額の引き上げ

	改正前の助成率（限度額）	改正後の助成率（限度額）
耐震補強設計	2 / 3 ( 5万円/戸)	2 / 3 ( <u>10万円/戸</u> )
耐震補強工事	23% ( 30万円/戸)	<u>1 / 2 ( 60万円/戸)</u>

### 特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号に規定される多数の者が利用する建築物）

耐震補強工事に対する助成率及び助成限度額の引き上げ

	改正前の助成率（限度額）	改正後の助成率（限度額）
耐震補強工事	23% (1,300又は4,000万円/棟)	<u>1 / 3</u> (1,500又は4,500万円/棟)

：救急指定病院

各事業とも他に対象要件及び床面積あたりの助成限度額が設定されています。

詳しくは建設局 建築部 建築総務課 企画係までお問い合わせください。

< 建築総務課 企画係 > 〒330-9588  
 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所 10階）  
 電話：048-829-1539 FAX：048-829-1982